



2018年10月3日

各 位

会 社 名 株式会社神戸製鋼所
代表者名 代表取締役社長 山口 貢
(コード：5406、東証第1部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長
本田 和幸
(TEL. 03-5739-6010)

当社及び当社グループ会社に対する訴訟提起について

当社並びに当社の100%子会社である株式会社コベルコパワー神戸第二(以下「当社ら」といいます。)は、2018年9月14日付けで神戸地方裁判所において訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を提起され、本日、訴状の送達を受けましたので、お知らせいたします。

本件訴訟は、当社らが兵庫県神戸市灘区灘浜東町2丁目(当社神戸製鉄所内)で建設中の神戸発電所3号機及び4号機(以下「新発電所」といいます。)に関するものです。

1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社らは、新発電所の設置計画について環境影響評価手続きを実施する(本年6月25日の環境影響評価書の縦覧期間満了をもって完了)とともに、近隣住民の皆様を含む関係各位のご理解を賜るべく、情報の提供及び説明に努めてまいりましたが、今般、残念ながら、新発電所の建設予定地の近隣に居住し新発電所の稼働により被害を受けると主張される方から、新発電所の建設の差止め等を求める本件訴訟の提起を受けるに至ったものです。

2. 訴訟を提起した者の概要

新発電所の近隣に居住するとされる方40名

3. 訴訟の内容

本件訴訟の原告らは、新発電所の稼働によって大気汚染及び地球温暖化(気候変動)が生じ、これにより人格権を侵害されると主張して、当社ら他1社に対して、新発電所の建設差止め等を請求しております。

4. 今後の見通し

新発電所は、国内最高レベルの環境対策を実施し、神戸市の『神戸市民の環境をまもる条例』に基づき締結した環境保全協定を遵守するとともに、地域社会との共生等にも配慮した都市型発電所としての役割を果たしてまいります。また、国の政策に即して、最新鋭の発電技術である超々臨界圧発電設備を導入することに加え、電力需要地の神戸市及び阪

神地域に近接した電源立地であることから、送電損失の少ない高効率な電源の確保に貢献するものです。加えて、経済性に優れた電力を安定的に供給することで、地域のさらなる発展に貢献できるものと考えています。当社らとしては、原告らの請求に理由はないと考えており、今後、法廷において当社らの主張を行うなど、本件訴訟に適切に対応していく方針であります。

なお、本件訴訟による業績への影響は現時点で不明ですが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以上